

(2) 履修科目登録単位数の上限

履修科目の登録単位数は、1学年に教養教育科目及び専門教育科目を合わせて48単位までと定められています。ただし、集中講義及び教職に関する科目（教育職員免許法施行規則第6条別表第1）のうち、専門教育で開講する科目については含みません。

なお、前年度に登録した履修科目の単位について、次の計算方式によるグレード・ポイント・アベレージ（GPA）が2.1以上である場合には、48単位を超えて履修科目の登録を行うことができます。

$$\text{GPA} = \frac{\text{評価AAの単位数} \times 4 + \text{Aの単位数} \times 3 + \text{Bの単位数} \times 2 + \text{Cの単位数} \times 1}{\text{履修登録した授業科目の総単位数}}$$

- ※ 以下の(6)及び(7)により他学部・他大学等の授業科目を履修する場合、その履修科目は、上記の登録できる単位数の上限単位数（48単位）に含まれますので注意してください。